

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に伴う  
約款に記載の「単位料金の調整」に関する対応について

サーラエナジー株式会社（以下「当社」という）は、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による政府支援を踏まえた値引きを実施するため、年間契約量が1,000万立方メートル未満のお客さまの当社の約款に定める調整単位料金（1立方メートル当たり）は、当社の約款における「単位料金の調整」の規定によって算定される調整単位料金（1立方メートル当たり）から以下の金額を引き下げたものとします。

【2023年（令和5年）2月検針分料金から9月検針分料金】

1立方メートル当たり 30円（税込）

【2023年（令和5年）10月検針分料金から2024年（令和6年）5月検針分料金】

1立方メートル当たり 15円（税込）

【2024年（令和6年）6月検針分料金】

1立方メートル当たり 7.5円（税込）

なお、期間中は約款の記載する内容に変更が生じますが、本件に伴うガス事業法に基づく書面交付は省略いたします。（今回の政府支援措置を速やかに開始するためガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）が一部改正されております）

◇対象となる約款

- ・ ガス小売供給約款
- ・ 家庭用温水・暖房契約（湯とり・暖どりプラン）
- ・ 家庭用ウィズガス（調理・温水・暖房）契約（ウィズガスプラン）
- ・ 家庭用コージェネレーションシステム契約（湯とりE+（イープラス）プラン）
- ・ 業務用の各選択約款

以上